



2022年4月22日

各位

会社名都築電気株式会社 代表者名 代表取締役社長 江森 勲 (コード番号 8157 東証プライム) 問合せ先 取締役執行役員常務 平井 俊弘 (電話番号 050-3684-7780)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 28 日開催の第 82 回定時株 主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改 (1) 正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報に ついて電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載す る事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) その他、現行定款第36条第3項について所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日 (火曜日)

以上

現行定款 変更

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(監査役の任期)

第36条 (条文省略)

- 2 (条文省略)
- 3 会社法第329条第2項に基づき選任 された補欠監査役の選任決議が効力 を有する期間は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会開始の時までと する。
- 4 (条文省略)

(新設)

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(削除)

2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。

(監査役の任期)

第36条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)
- 3 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任 された補欠監査役の選任決議が効力 を有する期間は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会開始の時までと する。
- 4 (現行どおり)

附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 1 現行定款第16条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供 措置等)の新設は、会社法の一部を改正 する法律 (令和元年法律第70号) 附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の 施行の日 (以下「施行日」という。) か ら効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネッ ト開示とみなし提供) はなお効力を有 する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。